

1. **病人や怪我人** : 医療保険制度で保障
2. **高齢者** : 年金制度、介護保険で保障
3. **低所得者** : 生活保護で保障
4. **失業者** : 失業保険で保障
5. **子ども** : 児童手当、公立学校の無償で保障
6. **障害者** : 障害手当、介護給付などで保障

## 社会権の中でも特に重要！生存権

憲法25条には次のような条文がある。

**『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』**

これを『生存権』と呼び、この権利に基づいて社会的（経済的）弱者に必要な支援を、国が与えている。

↑に書いた弱者はそのままでは「健康」で「文化的（人間らしいと言う意味）」な生活が難しい。そこで彼らの生存権を保護するために必要かつ「最低限度」の保障を行うんだ。社会権は他にもこんなものがあるよ。

“未来の種”を育てる！

労働者が日本を動かす！

労働者を守る！

**教育を受ける権利（義務教育）**

**勤労の権利（適正な労働基準、環境）**

**労働三権（労働者の権利を認める）**

→ **団結権、団体交渉権、団体行動権**

（組合を作る）（社長と話し合う）（ストライキをする）